

京都教育大学特別聴講学生規程

平成16年4月 1日 制定
令和 4年2月21日 最終改正

(趣 旨)

第1条 京都教育大学学則第43条第2項及び京都教育大学大学院連合教職実践研究科規則（以下「研究科規則」という。）第38条第2項に基づき、この規程を定める。

(特別聴講学生)

第2条 他の大学（短期大学並びに外国の大学及び短期大学を含む。）及び他の大学の大学院（外国の大学院を含む。）（以下「他大学」という。）に在学中の学生で、本学における授業科目を聴講しようとする者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(入学の出願)

第3条 特別聴講学生として入学を志願する者は、大学の定める期間中に、別に定める書類に履修を希望する履修期間を明記して、願い出なければならない。ただし、大学間相互単位互換協定に定めがある場合は、その協定によることができる。

- 一 入学願書
- 二 所属大学長の推薦書
- 三 所属大学の成績証明書
- 四 健康診断書

(入学の時期)

第4条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(聴講期間)

第5条 特別聴講学生の聴講期間は、6月又は1年とする。

(検定料、入学料及び授業料)

第6条 検定料及び入学料は徴収しない。

- 2 特別聴講学生の授業料は、別に定める。
- 3 授業料の徴収時期は、聴講する前期開講科目及び通年科目に係る授業料は4月、後期開講科目に係る授業料は10月とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、集中講義の授業料については、徴収時期を当該授業科目の開講初日の前日までとすることができる。
- 5 授業料の徴収方法は別に定める。
- 6 特別聴講学生が次の各号の一に該当する者であるときは、これを徴収しない。
 - 一 国立大学法人が設置する大学又は短期大学の学生
 - 二 大学間交流協定に基づく協定留学生
 - 三 大学間相互単位互換協定に基づく公立又は私立の大学の学生
- 7 既納の授業料は、いかなる理由があっても返還しない。

(単位の認定)

第7条 聴講した授業科目について試験を受け、合格した者には所定の単位を与える。

2 前項の試験は、京都教育大学単位の登録及び試験に関する規程（平成16年4月1日制定）に定めるところによる。

（単位修得証明書等）

第8条 前条第1項の規定により認定された単位については、学長は本人の願い出に基づき単位修得証明書及び学業成績証明書を交付することができる。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生についてなお必要な事項は、学部学生に関する規程及び研究科規則に定める規定を準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 京都教育大学大学院教育学研究科規則第35条第2項に基づく特別聴講学生の受入れについては、令和5年3月31日まで、この規程を準用する。